平成２１年（フ）第７８号
長野県飯田市羽場町１丁目２番地５
債務者　佐々木朱美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８０号
長野県飯田市松尾城5125番地１キャッスルトマト２・101号
債務者　藤城　　哲
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第８２号
長野県飯田市江戸浜町3690番地３ケアホームさくらの郷
債務者　岡田　孝司
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第９０号
長野県飯田市鼎上山3076番地１、前住所長野県飯田市鼎中平1949番地１金沢コーポＢ301号
債務者　松沢　　聖
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１４７０号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　10号棟206号室
債務者　松田　　稔
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２４６号
名古屋市瑞穂区浮島町11番５号　浮島マンション36号
債務者　長谷川喜寿郎
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１８号
青森県むつ市川内町楢木83番地３　楢木団地５棟17号
債務者　金濱恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
青森県むつ市昭和町11番８号　光荘１号
債務者　石丸　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
青森市小柳４丁目８番10号　県営住宅Ｂ－４－４
債務者　大矢　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９４６号
北九州市八幡西区永犬丸南町３丁目10番14号
債務者　谷口笑美子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１５５号
岐阜県大垣市高砂町２丁目41番地
債務者　鈴木　祐介
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
岐阜県大垣市高砂町２丁目41番地
債務者　鈴木　結希
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
栃木県足利市名草上町2064番地３
債務者　書上　綾乃
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２０１３号
神奈川県藤沢市藤沢1084番地の２
債務者　望月泰二郎
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３１号
横浜市緑区十日市場町816番地８　バラハイツ十日市場203号
債務者　下舘　　鎮
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９３２号
横浜市港北区日吉６丁目６番13―302号
債務者　大茂　芳朗
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５８号
神奈川県茅ヶ崎市松風台24番17号
債務者　松尾　美夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部